

京都市告示第410号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成29年10月23日

京都市長 門川大作

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	大北山水0001号	北区衣笠鏡石町39番地の1地先 同町38番地の4地先	点
2	浅江夷ヶ谷水1号	右京区京北浅江町夷ヶ谷9番地地先 同町7番地地先	点
3	浅江夷ヶ谷水2号	右京区京北浅江町夷ヶ谷8番地地先 同町8番地地先	点
4	西下迫田水2号	右京区京北西町下迫田2番地地先 同町1番地の1地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	浅江夷ヶ谷水3号	右京区京北浅江町夷ヶ谷7番地地先 同町7番地地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)